

国立宮古海上技術学校生徒募集 (平成17年度)

1. 概 要 就業年限 3年間の船員教育機関
2. 募集人員 本科生 40名
3. 受験資格
 - ①平成17年4月1日において、満15歳以上の者
 - ②中学卒業者若しくは中等教育学校の前期課程を終了した者(見込の者を含む)
4. 募集日程

	受 付 期 間	試 験 日
推薦入試	1月7日(金)～1月24日(月)	1月27日(木)
一般入試	1月7日(金)～2月8日(火)	2月13日(日)

5. 試験科目
 - 【一般入試】筆記試験(国語、数学、英語)、身体検査、面接
 - 【推薦入試】作文、面接、書類審査、身体検査
6. 問い合わせ先

詳しくは下記までお問い合わせ下さい。
〒027-0024 岩手県宮古市磯鶏2丁目5番10号
宮古海上技術学校 教務課
電話0193-62-5316 FAX0193-62-5440
ホームページアドレス <http://www.mac.ne.jp/~miyakai>
E-mailアドレス miyakai@rnac.ne.jp

平成17年度青森県立むつ高等技術専門校学生募集

青森県立むつ高等技術専門校では、平成17年度の木造建築科及び配管科の学生を次のとおり募集します。

- ◆若年者コース
 1. 訓練科名 木造建築科
 2. 定 員 20名 3. 訓練期間 2年
 4. 応募資格 平成17年3月中学校・高等学校卒業見込み者又は中学校・高等学校卒業者で雇用保険対象以外の若年者
 5. 応募手続 入校願書をむつ高等技術専門校に提出してください。
 6. 願書受付期間 平成16年12月2日～平成17年1月18日
 7. 入校選考日 平成17年1月20日
 8. 合格発表日 平成17年1月25日
 9. 選考方法 筆記試験(数学・国語)面接
- ◆一般コース
 1. 訓練科名 配管科
 2. 定 員 20名 3. 訓練期間 1年
 4. 応募資格 求職中の離転職者等(公共職業安定所で求職中の方)
 5. 応募手続 入校願書を、最寄りの公共職業安定所に提出してください。
 6. 願書受付期間 平成17年1月5日～平成17年2月17日
 7. 入校選考日 平成17年2月24日
 8. 合格発表日 平成17年3月7日
 9. 選考方法 作文・面接・適正検査
- ◆問い合わせ先

青森県立むつ高等技術専門校
〒035-0082 むつ市文京町31-1 ☎0175-24-1234

放 送 大 学 学 生 募 集

放送大学では、平成17年度1学期(4月入学)「教養学部生」、「大学院修士選科生」及び「大学院修士科目生」の学生を募集します。

- 【募集学生】○教養学部(入学試験はありません)
 - 全科履修生: 4年以上在学し、「学士(教養)」の学位の取得を目指す学生
※短期大学・専門学校などからも3年次編入学ができます。
 - 選科履修生: 1年間在学し、希望する教養学部の科目を履修する学生
 - 科目履修生: 1学期間(6か月)在学し、希望する教養学部の科目を履修する学生
※15歳以上であれば誰でも入学でき、幅広い分野の科目(約300科目)から学べます。
- 大学院(入学試験はありません)
 - 修士選科生: 1年間在学し、希望する大学院の科目を履修する学生
 - 修士科目生: 1学期間(6か月)在学し、希望する大学院の科目を履修する学生
※18歳以上であれば、誰でも入学できます。

【視聴方法】CSデジタル放送(スカパーフェクトTV!)や放送大学の授業を放送しているCATV局で視聴できます。また、センターやサテライトスペースで授業の再視聴もでき、ご自分の都合に合わせた学習ができます。

【出願受付期間】平成16年12月15日(水)～平成17年2月28日(月) ※募集要項は11月15日から無料で配布しています。

- 【お問い合わせ先】○放送大学青森学習センター
〒036-8560 弘前市分京町1(弘前大学創立50周年記念会館内)電話0172-38-0500
- 八戸サテライトスペース
〒039-1102 八戸市一番町1-9-22(八戸地域地場産業振興センター「ユートリー」内)電話0178-70-1663
- 放送大学ホームページ <http://www.u-air.ac.jp/hp> ※ホームページからも資料請求・出願ができます。

出入国管理及び 難民認定法 一部改正のお知らせ

平成十六年十二月二日から
入管法が変わりました。

出入国管理及び難民認定法「入管法」の一部を改正する法律が公布され、平成十六年十二月二日から次のとおり取扱が変更になりました。

これにより、自主的に入国管理官署に出頭した不法残留者で一定の要件を満たす者について簡易な手続きで出国させる「出国命令制度」を新設し、この制度により出国した者の上陸拒否期間は一年に短縮される一方、入管法違反を繰り返す者の上陸拒否期間は十年に延長されます。また、偽りその他不正な手段により上陸許可を受けた者などの在留資格を取り消す制度が新設され、不法入国の罪や不法就労助長の罪等の罰金が引き上げられます。

詳しいことは、最寄りの入国管理局にお問い合わせいただくか、ホームページをご参照ください。

法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/>

入国管理局ホームページ

<http://www.immi.moj.go.jp/>

仙台入国管理局総務課

電話 022-2125616076